

## 報告第 2 号 音更町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例案

### 1 制定の理由

介護保険法の改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるために条例を制定しようとするものである。

### 2 介護保険法の改正

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号）」が平成 23 年 5 月 2 日に、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 72 号）」が平成 23 年 6 月 22 日に公布され、介護保険法が改正された。

これまで法令で定められていた指定地域密着型介護予防サービス事業の運営基準等については、市町村の条例で定めることとされた。

上記による介護保険法の改正に係る施行期日は、平成 24 年 4 月 1 日であるが、1 年間（平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで）の経過措置が設けられている。

### 3 制定の内容

事項及び関係章	制定の内容（国の基準との比較は、別紙参照）
総則 〈第 1 章関係〉	○趣旨（第 1 条） ○定義（第 2 条） ○指定地域密着型介護予防サービス事業者の資格（第 3 条） ○指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則（第 4 条）
介護予防認知症対応型通所介護 〈第 2 章〉	○基本方針（第 5 条） ○人員及び設備に関する基準 ・単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（第 6 条－第 8 条） ・共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（第 9 条－第 11 条） ○運営に関する基準（第 12 条－第 41 条） ○介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第 42 条・第 43 条）
介護予防小規模多機能型居宅介護 〈第 3 章〉	○基本方針（第 44 条） ○人員に関する基準（第 45 条－第 47 条） ○設備に関する基準（第 48 条・第 49 条） ○運営に関する基準（第 50 条－第 66 条） ○介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第 67 条－第 70 条）
介護予防認知症対応型共同生活介護 〈第 4 章〉	○基本方針（第 71 条） ○人員に関する基準（第 72 条－第 74 条） ○設備に関する基準（第 75 条） ○運営に関する基準（第 76 条－第 87 条） ○介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第 88 条－第 91 条）
補則 〈第 5 章〉	○委任（第 92 条）

#### 4 条例制定の基準

町が条例で基準を定める際には、介護保険法に基づく厚生労働省令に定めるところにより、以下の基準に基づき定めることとされている。

従うべき基準	<p>条例の内容を直接的に拘束し、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業者に係る基準及び員数</li> <li>・居室等の床面積</li> <li>・利用定員（介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型通所介護）</li> <li>・運営に関する事項であって、利用（入所）する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして省令で定めるもの</li> </ul> <table border="1" data-bbox="357 705 1407 1093"> <tr> <td data-bbox="357 705 513 898">各サービスに共通なもの</td> <td data-bbox="513 705 1407 898"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内容・手続の説明・同意</li> <li>・提供拒否の禁止</li> <li>・秘密保持等</li> <li>・事故発生時の対応</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="357 898 513 1093">個別のサービスに該当するもの</td> <td data-bbox="513 898 1407 1093"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体拘束等の禁止等（介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護）</li> <li>・利用者の負担で従業者以外の者による介護の禁止（介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護）</li> </ul> </td> </tr> </table>	各サービスに共通なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容・手続の説明・同意</li> <li>・提供拒否の禁止</li> <li>・秘密保持等</li> <li>・事故発生時の対応</li> </ul>	個別のサービスに該当するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体拘束等の禁止等（介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護）</li> <li>・利用者の負担で従業者以外の者による介護の禁止（介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護）</li> </ul>
各サービスに共通なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容・手続の説明・同意</li> <li>・提供拒否の禁止</li> <li>・秘密保持等</li> <li>・事故発生時の対応</li> </ul>				
個別のサービスに該当するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体拘束等の禁止等（介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護）</li> <li>・利用者の負担で従業者以外の者による介護の禁止（介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護）</li> </ul>				
標準とすべき基準	<p>「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用定員（介護予防認知症対応型共同生活介護）</li> </ul>				
参酌すべき基準	<p>地方公共団体が十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記以外（苦情処理、非常災害対策等）</li> </ul>				

#### 5 施行期日

平成25年4月1日